

「共謀罪の適用を許さない！」

平成29年6月に成立した共謀罪規定が盛り込まれた改正組織犯罪処罰法の成立がまもなく1年を迎えます。

共謀罪規定は、これまでの刑事法の常識を根底からくつがえす悪法です。

いまだ共謀罪の適用例はないものの、将来、共謀罪の適用事案が発生した場合に備えるためにも、共謀罪規定を理解しておくことは、必須です。

今般、共謀罪研究の第一人者である安達光治教授をお招きし、共謀罪規定の実体法上の問題点や、適用にあたっての縮小方向への解釈の必要性についてご講演いただきます。

2018.6.9 Sat

14:00~16:30

受付開始 13:30

場所 大阪弁護士会館 10階 1001・1002

大阪市北区西天満 1-12-5

講師：安達光治氏（立命館大学 教授）

講師プロフィール

立命館大学法学部教授

所属学会：日本犯罪社会学会、日本刑法学会、法と心理学会

論文：「共謀罪」の刑法解釈学的検討 法学セミナー編集部（編）『改正共謀罪批判-組織的犯罪処罰法の検討』

被害者の危険引受け-客観的帰属論の立場からの問題解決- 刑法雑誌 他

【参加申込欄】 FAX 06-6364-7477

大阪弁護士会 委員会部人権課 担当事務局 宛

お名前 _____ 参加人数 _____ 名

電話番号 _____

ご登録番号 _____ ※弁護士会会員のみ

お問い合わせ先

大阪弁護士会 委員会部 人権課「TEL:06-6364-1227」

▼大阪弁護士会館のご案内



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

▼一時保育サービスを実施します

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児 / [時間] 講演会開始 15 分前から終了 15 分後まで

一時保育を希望される方は、開催 10 日前までに大阪弁護士会担当事務局までお電話 (06-6364-1227) でお問合せください。申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

以上